

2008年9月5日 全12頁

# 金融庁・証券税制案による税・社会保険料の 試算修正版

制度調査部  
是枝 俊悟

高齢者非課税枠を設ける金融庁要望は、新証券税制による負担増を緩和しうるが、制度上の複雑さは増す

## [要約]

- 8月28日に金融庁による2009年度税制改正要望が発表された。金融庁は、高齢者については100万円までの配当を非課税にするなどの税制改正を要望している。かねてより問題にされていたように、新証券税制においては2009/2010年に100万円を超える配当を得た場合には国民健康保険料や後期高齢者医療制度の保険料が高くなるという問題がある。本レポートでは、この金融庁要望が新証券税制による2009/2010年の税・社会保険料の負担増をどれだけ緩和しうるかについて試算したものである。
- 新証券税制による2009/2010年の国保・後期高齢の保険料の増大は、金融庁要望が実施されたとしても変わらないが、金融庁要望の実施によって所得税・住民税が減税されれば、社会保険料の負担増を補う効果が見られる。
- 金融庁要望の実行の方法によっては、社会保険料込みの実効税率が20%以上となる地域が残るケースを排除でき、新証券税制における社会保険料負担増問題の緩和策として効力を発揮することが期待できる。しかし、依然として地域ごとの影響の格差は残り、投資家が自己の有利不利を判断して確定申告をするかしないかを選択しなければならない場合ができるなど制度上の複雑さはさらに増すことになる。

## [目次]

1. 金融庁の2009年度税制改正要望の概要と方法論	
(1) 金融庁の（高齢者投資に関する）2009年度税制改正要望の概要	…… 2ページ
(2) 金融庁要望実行への方法論	…… 3ページ
2. 背景にある「新証券税制により国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大する仕組み」	…… 6ページ
3. 金融庁要望が通った場合の2009/2010年の税・社会保険料負担額の試算	
(1) 試算の前提	…… 8ページ
(2) 結果の概要	…… 9ページ
(3) 具体的な事例の紹介	……11ページ

（本レポートは8月28日発表の「金融庁・証券税制案適用の場合の税・社会保険料の試算」に修正を加えたものである。なお、修正があったのは本レポート1～2節の説明部のみであり、試算結果には修正の影響はない）

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOP1Xの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

## 1. 金融庁の 2009 年度税制改正要望の概要と方法論

### (1) 金融庁の（高齢者投資に関する）2009 年度税制改正要望の概要

○ 8 月 28 日、金融庁が財務省に提出した 2009 年度税制改正要望を公表した。

(<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20080828-2.html>)

○ 「税制改正要望項目」の 4 ページには、「高齢者が受け取る上場株式等の 100 万円以下の配当及び 500 万円以下の譲渡益について、非課税とする（少なくとも 21 年及び 22 年の 2 年間）」ことを要望事項としている。

○ 2009 年からの新証券税制の移行に伴い、2008 年まで 10% であった譲渡益・配当に対する税率は原則 20% となる。ただし、500 万円以下の譲渡益および 100 万円以下の配当については 2009/2010 年中については 10% の税率が維持される。金融庁の要望案はこの譲渡益 500 万円および配当 100 万円の枠を高齢者については税率をゼロにすることで、「高齢者が、その自助努力により、安心して長寿性格が送れるよう、『第二の年金』としての性格を有する高齢者の金融資産からの収入について、税制上の優遇を行う」（「税制改正要望項目」4 ページ）ものである。

○ しかしながら、もしこの金融庁要望が通ったとしても高齢者にとって「投資優遇」といえるかどうかは、簡単には判断することができない。2009/2010 年において、年間配当が 100 万円を超えると確定申告が必要になって、国民健康保険料や後期高齢者医療制度の保険料が増えるという問題が残っているからである。しかも、高齢者に人気の毎月分配型投資信託などを保有していればとりわけ高所得でない一般の世帯でも比較的容易にこの「配当 100 万円」の枠を超えうることが問題となっている。（この問題の詳細については、本レポート第 2 節および 9 月 4 日発表のレポート「新証券税制による税・社会保険料の負担増の試算修正版」を参照していただきたい）

○ なお、年間の譲渡益 500 万円を超過した場合にも同様の問題が生じるが、これに該当する個人投資家は配当 100 万円を超過する個人投資家より数が少ないことが想定されるため、本レポートにおいては譲渡益 500 万円を超過した場合の扱いについては議論しない（むろん、年間の譲渡益 500 万円を超過した場合にも同様の問題は生じる）。

○ また、本レポートでは配当について総合課税を選択しないことを前提として議論を進めている。

## (2) 金融庁要望実行への方法論

- この金融庁要望を実行に移す際の方法論として、源泉徴収税率と「旧ただし書き所得」の加算方法の扱いでそれぞれ2ケースずつの2かける2の4ケースが考えられる。
- まず源泉徴収税率について、源泉徴収税率を10%に据え置き「配当100万円」を超過した場合に確定申告を義務付けるのか（以下、「**源泉10%**」）、源泉徴収税率を20%に戻した上で「配当100万円」の部分の非課税部分の還付を確定申告できるようにするのか（以下、「**源泉20%**」）、の2通りが考えられる。
- 「旧ただし書き所得」は国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料の算定対象となってくる所得金額のことである。これについて配当の全額を所得として「旧ただし書き所得」に加算するのか（以下、「**全額加算**」）、「配当100万円枠」の部分は非課税所得とし配当収入から控除され、「配当100万円枠」を超過した部分のみ「旧ただし書き所得」に加算されるのか（以下、「**超過加算**」）、の2通りが考えられる。
- この源泉徴収税率と「旧ただし書き所得」の加算方法の扱いによって、①源泉10%・全額加算、②源泉10%・超過加算、③源泉20%・全額加算、④源泉20%・超過加算の4ケースに分けることができる。
- この4ケースそれぞれによって、金融庁要望の「配当100万円非課税」の効果は以下の表1のように変わってくる（なお、「税制改正要望項目」5ページ等から、金融庁はこの4ケースのうち②「**源泉10%・超過加算**」の方法で実行しようとしていると考えられる）。

表1 金融庁要望の実行の4方法別の「配当100万円非課税」の効果（2009/2010年）

		当初予定通り 新証券税制が 施行された場合	金融庁要望が通った場合			
			①源泉10%・ 全額加算	②源泉10%・ 超過加算	③源泉20%・ 全額加算	④源泉20%・ 超過加算
年間配当 100万円以下	確定申告	不要	任意だがどちら が有利かは場 合による	任意だが申告し た方が有利	任意だが申告し た方が有利	任意だが申告し た方が有利
	申告した場合 の保険料 (2008年比)	—	増える	変わらない	増える	変わらない
	申告した場合 の税金 (2008年比)	—	減る	減る	減る	減る
	申告した場合 の税+保険料 の合計 (2008年比)	—	増える場合と減 る場合がある	減る	増える場合と減 る場合がある	減る
年間配当 100万円超	確定申告	申告する義務が ある	申告する義務が ある	申告する義務が ある	任意だがどちら が有利かは場 合による	任意だがどちら が有利かは場 合による
	申告した場合 の保険料 (2008年比)	増える	増える	増える	増える	増える
	申告した場合 の税金 (2008年比)	増える	増える場合と減 る場合がある	増える場合と減 る場合がある	増える場合と減 る場合がある	増える場合と減 る場合がある
	申告した場合 の税+保険料 の合計 (2008年比)	増える	増える場合と減 る場合がある	増える場合と減 る場合がある	増える場合と減 る場合がある	増える場合と減 る場合がある

②は、金融庁が実行しようとしていると考えられる方法

【「配当 100 万円非課税」の効果—年間配当 100 万円以下の場合】

- まず、年間受取配当が 100 万円以下の場合では、新証券税制によっても確定申告は不要で、社会保険料が増えるという問題は生じない。ただし、金融庁要望による「配当 100 万円非課税」による還付を受けるためには確定申告をしなければならない。
- ②・④の「**超過加算**」のケースにおいては、確定申告を行っても「旧ただし書き所得」に加算される配当所得はないものとされるので、保険料負担増は起こらず、純粋に「配当 100 万円枠」に対する 10%分の税が 2008 年比で減税となる。
- しかし、①・③の「**全額加算**」のケースでは、高齢者の「配当 100 万円非課税」による還付を受けるために確定申告をすると、受取配当が社会保険料の算定対象となる所得となってしまう。そのため、還付される税額と支払いが増える社会保険料とを比較して確定申告をするかしないかを判断しなければならない。
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料は所得に対して約 7～13%程度が課される。したがって、①の「**源泉 10%・全額加算**」のケースでは、約 7～13%の保険料と 10%の税を比較することになるので、確定申告を行った方が有利となるかどうかは地域によって異なってくる。③の「**源泉 20%・全額加算**」のケースでは、約 7～13%の保険料より 20%の税の方が高いのでどの地域でも確定申告を行った方が有利である。
- ちなみに、確定申告をするかしないか有利な方を選択した場合に 2008 年と比べて税・社会保険料の負担額が増えるかどうかは、下の表 2 の通り、①の「**源泉 10%・全額加算**」のケースでは、負担が減るか現状維持かのどちらかになる。③の「**源泉 20%・全額加算**」のケースでは、社会保険料負担が 10%を超える場合では負担が増え、社会保険料負担が 10%を下回る場合では負担が減ることになる（詳細は本レポート 9 ページ参照）。

表 2 配当 100 万円以下の場合の、①・③のケースで 2008 年比の税・社会保険料の合計負担額の変化

	確定申告をすることが有利な場合と不利な場合	2008年比の税・社会保険料の合計負担額
①源泉10%・全額加算	有利な場合 (保険料10%未満)	申告すれば減少 申告しなければ現状維持
	不利な場合 (保険料10%超)	申告すれば増加 申告しなければ現状維持
③源泉20%・全額加算	有利な場合のみ (保険料率20%未満)	申告した場合、地域により異なる 申告しなければ地域に関わらず増加

### 【「配当 100 万円非課税」の効果—年間配当 100 万円超の場合】

○年間受取配当が 100 万円を超えた場合、新証券税制では確定申告が義務付けられ、社会保険料が増えてしまうという問題がある。この問題は金融庁要望によっても（非課税の適用を受けるために確定申告を行った場合は）解決されることはないが、金融庁要望が実行されると税負担減で社会保険料負担増を補うことができる。また、②・④の超過加算の方式をとる場合は新証券税制によって増加する社会保険料を緩和することもできるため、高齢者の投資家に対する負担減の効果は大きい。

○③・④の「源泉 20%」のケースでは、社会保険料負担を含めると配当に対する実効税率が 20%を超えてしまうような場合には、確定申告を行わずに、社会保険料負担を避けるという選択もできる。ただしこの場合は、「配当 100 万円非課税」の措置を受けることができない（しかも、④のケースでは、2009/2010 年において既に決まっている「配当 100 万円以下についての税率 10%」の措置も受けることができず、配当に対して 20%の税率が課されることになる）。

○しかしながら、2009/2010 年の新証券税制によって、2011 年以降の税率である 20%よりも（社会保険料を含めると）かえって実効税率が高くなってしまう地域があるという問題は、③・④の「源泉 20%」のケースでは解決されることになる（詳細は、本レポート 9 ページ参照）。

### 【まとめ】

○まとめると、「源泉 10%」か「源泉 20%」かでは、「源泉 20%」の方が実効税率 20%を超えてしまう地域があるという問題が解決される点で望ましく、また「全額加算」か「超過加算」では、「超過加算」の方が社会保険料負担の増加を緩和することができる点で望ましいといえる。すなわち、「源泉 20%・超過加算」である④が個人投資家にとっては最も望ましい方法ということになる。

## 2. 背景にある「新証券税制により国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大する仕組み」

- なぜ新証券税制で国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大するのか、この項ではその仕組みを説明する（この「仕組み」の詳細については9月4日発表のレポート「新証券税制による税・社会保険料の負担増の試算修正版」を参照されたい）。また、このレポートでは配当について総合課税を選択する場合は考慮していない。
- なぜ新証券税制で国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料が増大するのか、この項ではその仕組みを説明する。まずは、国民健康保険料について説明する。

### 【国民健康保険の場合】

- 国民健康保険の保険料の算定方法は市町村ごとに定められている。保険料の算定方法には、①所得または税額に応じて課す所得割、②固定資産に応じて課す資産割、③保険加入者1人ごとに定額を課す均等割、④保険加入1世帯ごとに定額を課す平等割の大きく4つがある。市町村ごとに「①と④の併用タイプ、①と③と④の併用タイプ、①～④全ての併用タイプ」の3つのタイプからいずれかを選び、保険料算定方法を決めている。
- このうち新証券税制に関係があるのは主に①の所得割<sup>1</sup>であるが、所得割を課す基準とする所得または税額が市町村ごとに異なっており、これには大きく分けて4つがある（これを本レポートではそれぞれⅠ方式・Ⅱ方式・Ⅲ方式・Ⅳ方式と呼ぶ）。
- Ⅰ方式は住民税の総所得金額から住民税の基礎控除である33万円を引いた「旧ただし書き所得」を基準にする方式で、千葉県千葉市など全国の9割以上の自治体が採用している（2007年4月1日現在・社会保険庁調べ）。ただし、全国の9割以上の自治体がⅠ方式を採用する一方、大都市圏ではⅡ・Ⅲ・Ⅳの方式を採用している自治体が少なくない。Ⅱ方式は住民税額を基準にする方式で愛知県名古屋市などが採用、Ⅲ方式は市町村民税所得割額を基準にする方式で広島県広島市などが採用、Ⅳ方式は市町村民税の額を基準にする方式で神奈川県横浜市などが採用している（詳細は次のページの表3を参照）。
- 2008年までの証券税制では確定申告をしなかった場合、次のページの表1の根拠条文によりⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳいずれの方式であっても配当や譲渡益が国民健康保険料の所得割に影響することはなかった。
- しかしながら、2009/2010年の新証券税制では、譲渡益500万円超か配当100万円超の場合は確定申告が必要となる。確定申告をした場合は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳいずれの方式であっても国民健康保険料の所得割に影響を与えることとなる（詳細は次のページの表3を参照）。ただし、4方式それぞれ計算方法が異なる上、保険料率も異なるため、影響の程度は自治体ごとに異なる。
- なお、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの方式においては国民健康保険料の算定対象となる住民税額・市民税額として、源泉徴収された税額も含まれるのか、申告して追加納付した額のみが含まれるのかは関係法令・条例が未整備のためまだ確定できないが、本レポートでは源泉徴収された税額も含むものとして試算を行った。

<sup>1</sup> 国民健康保険料の所得割と、道府県民税・市町村民税の所得割は、同じ「所得割」という言葉が使われるがそれぞれ定義が異なるので注意されたい。

○また、I方式の自治体は本レポートにおける金融庁要望の実行の方法として「全額加算」か「超過加算」かで「旧ただし書き所得」が変わり保険料が変わってくるが、II・III・IV方式の自治体では地方税額を参照するので、「全額加算」か「超過加算」かによる保険料の違いはない。

表3 配当・譲渡益の国民健康保険料への影響とその根拠条文

徴収方式	基準額	採用している 県庁所在地自治体	2008年発生分の配当・譲渡益の 確定申告をしなかった場合の影響(注)	2009/10年発生分の配当・譲渡益について 確定申告が必要となることによる影響				
I方式 ／旧ただし書き 所得方式	「地方税法第314条の2 第1項に規定する <b>総所得金額</b> 及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除(33万円)をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項第4号	千葉県千葉市、 埼玉県さいたま市、 大阪府大阪市 など39市	×	配当・譲渡益は総所得金額から除外される (地方税法第32条第12項・ 第14項、第313条第12項・ 第14項)	○	申告分離制度で申告した 場合、配当・譲渡益ともに 総所得金額に含まれる	地方税法第32 条第12項～第 15項、地方税 法付則第33の 2条第1項、地 方税法付則第 35条の2
II方式 ／住民税方式	「道府県民税の額(地 方税法第24条第1項の 規定によって課する利 子割額、配当割額及び 株式等譲渡所得割額を 除く)及び市町村民税 額の合計額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項第6号二	宮城県仙台市、 愛知県名古屋市、 兵庫県神戸市 の3市および 東京特別区	×	配当・譲渡益に対する課税は 地方税法第24条第1項に規 定される道府県民税配当割・ 道府県民税株式等譲渡所得 割であるため、基準となる住 民税額には含まれない (地方税法第24条第1項第6 号・第7号)	○	申告分離制度で確定申告 を行った場合、それは地 方税法第24条第1項に規 定する「配当割」や「株式 等譲渡所得割」ではなく 「所得割」として都道府県 民税および市町村民税は 課税されるので、申告分 離制度で申告した場合、 影響があると考えられる	地方税法付則 第33条の2第 1項・第5項、第 35条の2第1 項・第6項、 地方税法平成 20年付則第3 条12項・第22 項、第8条第1 0項・第19項
III方式 ／市民税所得割 方式	「市町村民税の所得割 の額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項第6号ロ	石川県金沢市、 広島県広島市 の2市	×	配当・譲渡益に対する課税は 道府県民税配当割・株式等 譲渡所得割として課されるの で「市町村民税の所得割 の額」には含まれない (地方税法第24条第1項第6 号・第7号)	○	申告分離制度で申告した 場合、配当・譲渡益ともに 「所得割」として市町村民 税が課税される	地方税法付則 第33条の2第 5項、第35条 の2第6項、 地方税法平成 20年付則第8 条第10項・第1 9項
IV方式 ／市民税方式	「市町村民税の額」	国民健康保険法 施行令第29条の 7第2項第6号ハ	神奈川県横浜市、 岐阜県岐阜市 の2市	×	配当・譲渡益に対する課税は 道府県民税配当割・株式等 譲渡所得割として課されるの で、「市町村民税の額」には 含まれない (地方税法第32条第12項・ 第14項、第313条第12項・ 第14項)	○	市町村民税の額には、市 町村民税の所得割も含ま れるため、申告分離制度 で申告した場合影響があ ると考えられる	地方税法付則 第33条の2第 5項、第35条 の2第6項、 地方税法平成 20年付則第8 条第10項・第1 9項

×は配当・譲渡益の発生による国保料への影響がないこと、○は配当・譲渡益の発生による国保料への影響があることを示す  
(注)2008年現在の現行制度の下でも、確定申告をした場合には、国民健康保険料への影響はある

#### 【後期高齢者医療制度の場合】

○後期高齢者医療制度の保険料は都道府県ごとに異なるが、算定方法は①所得または税額に応じて課す所得割と②被保険者1人ごとに定額を課す均等割の併用と決められている。また、所得割の「所得又は税額」の基準についても全国一律で「旧ただし書き所得」、つまりI方式に決められている。

○したがって、2009/2010年の新証券税制に従い、譲渡益500万円超か配当100万円超のために確定申告をした場合、国民健康保険と同様に後期高齢者医療制度の保険料は全国すべての都道府県で上がることとなる。ただし、所得割の率は都道府県ごとに異なっているため、その影響は都道府県ごとに異なることになる。

○国民健康保険の場合と異なり、全ての都道府県がI方式を採用しているため、全ての都道府県で本レポートにおける金融庁要望の実行の方法として「全額加算」か「超過加算」かで「旧ただし書き所得」が変わり保険料が変わってくることとなる。

### 3. 金融庁要望が通った場合の2009/2010年の税・社会保険料負担額の試算

#### (1) 試算の前提

○本レポートでは、60歳以上の高齢者が投資信託を購入し分配を受けることを想定し、金融庁要望が通った場合（4ケース）と特に法改正がなかった場合の計5ケースで2009/2010年の税・社会保険の負担増を、47都道府県庁所在地自治体別に試算した。（法改正がなかった場合の新証券税制による2009/2010年の税・社会保険の負担増の詳細については、8月21日発表の拙稿・Legal and Tax Report「新証券税制による税・社会保険料の負担の試算」に掲載している）

○金融庁要望の実行のための方法としては本レポート3ページで述べたように、①源泉10%・全額加算、②源泉10%・超過加算、③源泉20%・全額加算、④源泉20%・超過加算の4ケースを想定した。

○各ケース共通のモデル設定としては、現役時は夫がサラリーマン・妻が専業主婦であった平均的な高齢者夫婦を想定し、年間の年金収入等を以下のようにした。なお、配当は夫名義の投資信託から発生しているものとする。（8月21日発表の拙稿では投資信託が妻名義である場合も試算したが、本レポートでは割愛している）

[夫の公的年金収入:287万円、妻の公的年金収入:60万円、夫の私的年金所得:14万円]

（厚生労働省「平成18年度年金制度実態調査」第31表・第32表、社会保険庁「平成18年度社会保険事業の概況」参考資料5等を参考にした）

○夫婦の年齢として、ともに60～64歳の夫婦（国民健康保険加入・介護保険第2号被保険者）、ともに65～74歳の夫婦（国民健康保険加入・介護保険第1号被保険者）、ともに75歳以上の夫婦（後期高齢者医療制度加入・介護保険第1号被保険者）の3パターンを想定した。年齢ごとに分けたのは、加入する医療保険制度が異なり保険料等が変わってくるためである。

○年間の受取配当金としては、100万円以下の例として80万円、100万円を超える例として、101万円と240万円の計3パターンを想定した。（年間配当240万円というのは毎月20万円の（普通）分配金を受け取る場合で、例えば1万円の投信を5000口保有し、1口あたり毎月40円の（普通）分配金を受け取ると年間配当240万円となる）

○また、確定申告をするかどうか選択できる場合においては、自治体ごとに有利となる方を選んだものとした。

○その他に本レポートの試算の際に留意した事項は以下の通りである。

[65歳以上の介護保険第1号被保険者の保険料に関しては、試算結果に大きな影響を与えないことから本レポートでは考慮していない。後期高齢者医療制度の保険料に関しては、妻の分も夫が払い夫の口座から振替納付したものとしている。各表の税額、社会保険料は夫婦の合算額である。国民健康保険料および後期高齢者医療制度の保険料は2008年7月末現在における保険料率で変わらないものとして試算した。また、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの方式の国民健康保険料の算定法については一定の仮定を置いて計算している（本レポート6ページ参照）。]



## (2) 結果の概要

○本レポートの試算結果の概要は表4・表5の通りである。

表4 金融庁要望が通った場合の、2009/2010年の当初予定と比べた税・社会保険料合計負担の変化

年齢	年間配当	金融庁要望が通った場合(2009/2010年)			
		①	②	③	④
		源泉10% 全額加算	源泉10% 超過加算	源泉20% 全額加算	源泉20% 超過加算
60～64歳	80万円	○	○	△(18)	○
	101万円	○	○	○	○
	240万円	○	○	○	○
65～74歳	80万円	○	○	△(6)	○
	101万円	○	○	○	○
	240万円	○	○	○	○
75歳以上	80万円	○	○	○	○
	101万円	○	○	○	○
	240万円	○	○	○	○

記号の意味: 税+社会保険料の合計負担額が、当初の予定通り新証券税制が施行された場合に比べて、  
 ○…全自治体で負担減になる  
 △…負担増になる自治体と負担減になる自治体がある(カッコ内は47市中、負担増となる市の数)  
 ×…全自治体で負担増になる

②は、金融庁が実行しようとしていると考えられる方法

○表4は、当初の予定通り新証券税制が施行された場合と金融庁要望が通った場合との2009/2010年における税・社会保険料の負担額の比較である。③以外の方法であれば、年間配当がいくらであっても、また、どの自治体であっても金融庁要望により税・社会保険料の合計負担が減ることになる。

○ただし、③の方法による場合、年間配当100万円以下のケースで、当初の予定通り新証券税制が施行された場合よりもかえって負担増になっている自治体が、60～64歳のケースでは47市中18市、65～74歳のケースでは47市中6市にみられた。

表5 金融庁要望が通った場合の2009/2010年の税・社会保険料合計負担の2008年比での変化

年齢	年間配当	当初の予定通り 新証券税制が施行された 場合(2009/2010年)	金融庁要望が通った場合(2009/2010年)			
			①	②	③	④
			源泉10% 全額加算	源泉10% 超過加算	源泉20% 全額加算	源泉20% 超過加算
60～64歳	80万円	—	A	A	B(18)	A
	101万円	D	B(21)	A	B(18)	A
	240万円	D	D	C	C	C
65～74歳	80万円	—	A	A	B(6)	A
	101万円	D	B(7)	A	B(7)	A
	240万円	D	D	C	C	C
75歳以上	80万円	—	A	A	A	A
	101万円	D	A	A	A	A
	240万円	D	D	C	C	C

記号の意味: 税+社会保険料の合計負担額が、2008年に比べて、  
A…全自治体で負担減(実効税率10%以下)になる(ただし全て現状維持を除く)  
B…負担増になる自治体と負担減になる自治体がある(カッコ内は47市中、負担増となる市の数)  
—…全自治体で現状維持  
C…全自治体で08年より負担増になる  
D…全自治体で08年より負担増になり、かつ一部自治体では実効税率20%以上となる  
②は、金融庁が実行しようとしていると考えられる方法

(注) 実効税率…(配当があることにより発生する)税+社会保険料の配当に対する割合

○表5は、当初の予定通り新証券税制が施行された場合も含めた5ケースで、2009/2010年の税・社会保険料の負担額を2008年と比較したものである。

○2008年と比較すると、(③以外の方法であっても)金融庁要望が通ったとしても必ずしも全ての場合で2009/2010年において税・社会保険料の合計負担が減るとは限らないことが表3からわかる。

○特に、新証券税制における2009/2010年における「配当100万円」の税率10%の措置は、税率20%への急激な変化を避けるための経過措置とされているわけだから、少なくとも社会保険料を含めた実効税率が20%を超えてしまうことは避けたいものと考えられる。方法論として②・③・④のいずれかによれば金融庁要望が通ることにより、実効税率が20%以上となることを回避することができる。

○②と④の方法では、年間配当240万円までの範囲では結果は同じであったが、年間配当100万円超の投資家にとって確定申告を行うことが義務ではなく任意(年間配当100万円以下の部分に対して非課税の適用を受ける場合に申告)となる点では、④の方法のほうがより個人投資家の視点に立った制度設計といえるだろう。

## (3) 具体的な事例の紹介

○ともに 65～74 歳の夫婦で、夫の年間配当が 240 万円あるケースについて、金融庁要望が通った場合 4 ケースと当初の予定通り新証券税制が施行された場合の計 5 ケースについて、千葉県千葉市と徳島県徳島市の例を用いて、具体的な負担額がどの程度変化するか例を紹介する。

○この 2 例では、③のケースについて、千葉県千葉市の場合は確定申告をした方が有利、徳島県徳島市の場合は確定申告をしない方が有利となっている。

○この 2 例以外にも、年齢設定や配当金額を変えると自治体別に確定申告をする／しないによる有利不利の差があったり、自治体ごとに増加する国民健康保険料に差があるなど、(新証券税制を前提にした)金融庁の「配当 100 万円非課税」案の影響は地域によって大きな開きがある。

[千葉県千葉市の場合]

表 6 5 ケース別の 2009/2010 年の税・社会保険合計負担の 2008 年比での増加額 (千葉県千葉市)

(単位:円)		当初の予定通り 新証券税制が 施行された場合	金融庁要望が通った場合(2009/2010年)			
			①	②	③	④
			源泉10% 全額加算	源泉10% 超過加算	源泉20% 全額加算	源泉20% 超過加算
確定申告 した場合	所得税	10,960	-19,040	-11,940	-19,040	-11,940
	住民税	103,480	33,480	37,030	33,480	37,030
	国保料	170,400	170,400	99,400	170,400	99,400
	合計負担額	284,840	184,840	124,490	184,840	124,490
確定申告 しない場合	所得税	×	×	×	48,000	48,000
	住民税				192,000	192,000
	国保料				0	0
	合計負担額				240,000	240,000

ピンクの色づけは、(確定申告するかしないか選択できる場合)有利な方を示している  
②は、金融庁が実行しようとしていると考えられる方法

○千葉県千葉市の場合、当初の予定通り新証券税制が施行された場合、国民健康保険料の 170,400 円の増加をはじめとして、計 284,840 円の負担増となる。金融庁要望が通った場合は、まず所得税・住民税が 10 万円減税されるほか、②・④のケースにおいては社会保険料負担の増加も軽減されることとなる。

○なお、③・④のケースにおいては確定申告をして税の還付を受ける代わりに国民健康保険料の増加を甘受するか、確定申告をしないで税の還付を受けられない代わりに国民健康保険料の増加を避けるかを選べるが、千葉県千葉市の場合は③・④のどちらのケースでも確定申告をした方が有利に働いた。

[徳島県徳島市の場合]

表7 5 ケース別の 2009/2010 年の税・社会保険合計負担の 2008 年比での増加額（徳島県徳島市）

(単位:円)		当初の予定通り 新証券税制が 施行された場合	金融庁要望が通った場合(2009/2010年)			
			①	②	③	④
			源泉10% 全額加算	源泉10% 超過加算	源泉20% 全額加算	源泉20% 超過加算
確定申告 した場合	所得税	-2,720	-32,720	-19,920	-32,720	-19,920
	住民税	96,640	26,640	33,040	26,640	33,040
	国保料	307,200	307,200	179,200	307,200	179,200
	合計負担額	401,120	301,120	192,320	301,120	192,320
確定申告 しない場合	所得税	×	×	×	48,000	48,000
	住民税				192,000	192,000
	国保料				0	0
	合計負担額				240,000	240,000
ピンクの色づけは、(確定申告するかしないか選択できる場合)有利な方を示している						
②は、金融庁が実行しようとしていると考えられる方法						

○徳島県徳島市の場合、当初の予定通り新証券税制が施行された場合、国民健康保険料の 307,200 円の増加をはじめとして、計 401,120 円の負担増となる（所得税が減税となっているのは、国民健康保険料の負担が増え、社会保険料控除額が増えたためである）。金融庁要望が通った場合は、まず所得税・住民税が 10 万円減税されるほか、②・④のケースにおいては社会保険料負担の増加も軽減されることとなる。

○なお、③・④のケースにおいては確定申告をして税の還付を受ける代わりに国民健康保険料の増加を甘受するか、確定申告をしないで税の還付を受けられない代わりに国民健康保険料の増加を避けるかを選べるが、徳島県徳島市の場合は③のケースでは確定申告をしない方が、④のケースでは確定申告をする方が有利に働いた。